

宮城県農業農村整備事業等測量業務共通仕様書 新旧対照表（令和3年10月）

（下線の部分は改正部分）

< 改正後（令和3年10月） >	< 現 行（令和2年10月） >	< 備 考 >
<p style="text-align: center;">条文</p> <p>第1条 [略]</p> <p>第2条 作業実施 測量業務等は、宮城県の定める「宮城県農業農村整備事業等測量作業規程」（<u>令和3年3月2日付け国国地第131号</u>国土交通大臣変更承認）（以下「規程」という。）により実施するものとする。</p> <p>第3条 ～ 第39条 [略]</p>	<p style="text-align: center;">条文</p> <p>第1条 [略]</p> <p>第2条 作業実施 測量業務等は、宮城県の定める「宮城県農業農村整備事業等測量作業規程」（<u>平成28年7月5日付け国国地第54号</u>国土交通大臣変更承認）（以下「規程」という。）により実施するものとする。</p> <p>第3条 ～ 第39条 [略]</p>	